

玉城町告示第62号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月29日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
蚊野
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 1 経営体
個人 2 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理の活用を進める上で、活用しやすい制度内容であるか検討する。
- 6 地域農業の将来のあり方
水と緑を守る会と合同で用水路の補修を計画的に行い、集約化を可能にしたい。
分散している農地を、ある程度まとまりのある農地にして行きたい。